

福岡医発第1868号(地)
平成20年 1月18日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

労災診療費審査点検事務の補助について

平成19年3月30日付け福岡医発第2279号(地)によりご連絡申し上げ、ご協力をお願いし4月1日より実施されてまいりました「労災診療費審査点検事務の補助に係る試行」につきまして、厚生労働省において試行結果を検証したところ、特段問題なく各地域において関係機関等との間で円滑に実施されていることが確認され、当初の予定どおり「労災診療費審査点検事務の補助」について、平成20年4月1日より本格実施となることに伴い、日本医師会並びに福岡労働局より別紙のとおり協力依頼がありました。

そこで、平成20年1月16日開催の第2回労災・自賠医療委員会並びに1月17日開催の全会第30回全理事会で協議の結果、本件について協力することとなりました。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。
なお、労災指定医療機関へは、福岡労働局からも別紙3の通知が直接送付されます。

小郡三井医師会より

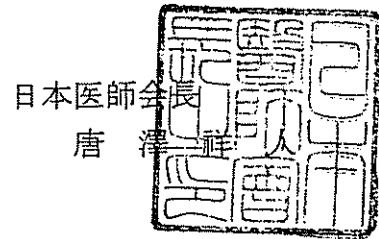
担当理事 島田昇二郎



日医発第850号(保168)

平成19年12月19日

都道府県医師会長 殿



労災診療費審査点検事務の補助について

平素より、日本医師会会務および労災保険診療に関して格段のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

本年3月1日付け日医発第1159号(保212)によりご連絡申し上げ、ご協力をお願いし4月1日より実施されてまいりました「労災診療費審査点検事務の補助に係る試行」につきまして、厚生労働省において試行結果を検証したところ、特段問題なく各地域において関係医療機関等との間で円滑に実施されているとの報告がありました。

これにより、当初の予定どおり「労災診療費審査点検事務の補助」について、平成20年4月1日より本格実施となりますので、引き続きご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、受託団体においては、労災診療費の事務的な事前点検や審査点検事務の補助(段取り、労災指定医療機関への照会等)を行うもので、診療内容の必要性・妥当性等医学的な判断にまではその業務が及ばないことを改めて確認しております。

つきましては、本件に関し各都道府県労働局担当者が、貴医師会へ直接説明に伺うこととなっておりますので、よろしくご対応いただきたく重ねてお願い申し上げます。

[添付資料]

労災診療費審査点検事務の補助について(依頼)

(平19.12.17 基労補発第1217001号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)





基労補発第1217001号

平成19年12月17日

日 本 医 師 会

会 長 唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費審査点検事務の補助については、日本医師会並びに都道府県医師会のご理解及びご協力により、本年4月から全国的な試行が実施され、各労働局において現時点までの試行結果を検証しましたところ、関係医療機関等との間で円滑に実施されていることが確認されております。

したがって、受託団体における労災診療費審査点検事務の補助については、予定どおり来年4月から本格実施することとしておりますので、引き続き、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に係る各都道府県医師会への説明及び関係医療機関への周知につきましては、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、各都道府県医師会に対し、本格実施に係る周知等につきまして特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。



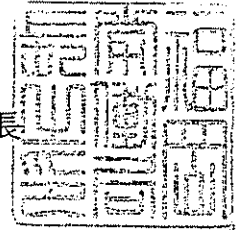
福岡労発基第 7 号

平成20年1月9日

福岡県医師会

会長 横倉 義武 殿

福岡労働局長



労災診療費審査点検事務の補助について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費審査点検事務の補助については、日本医師会並びに都道府県医師会のご理解とご協力により、昨年4月から全国的な試行が実施され、各労働局において現時点までの試行結果を検証しましたところ、関係医療機関等との間で円滑に実施されていることが確認されております。

したがって、受託団体における労災診療費審査点検事務の補助については、当局においても予定どおり本年4月から本格実施することとしておりますので、引き続き、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件について、貴医師会のご理解をいただきましたら、各労災指定医療機関へ別添のとおり文書を発送し、周知につきましては、十全を期すこととしておりますが、貴職からも貴医師会関係会員に対する周知方特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。



福岡労発基第 号

平成20年 月 日

各労災指定医療機関 御中

福岡労働局長

(公印省略)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費審査点検事務の補助については、福岡県医師会並びに各指定医療機関のご理解及びご協力により、昨年4月から試行を実施してまいりましたが、現時点において試行結果を検証しましたところ、特に問題なく実施できているところであります。

したがって、受託団体における労災診療費審査点検事務の補助については、予定どおり本年4月から本格実施することとしております。

なお、労災診療費審査点検事務の補助とは、労災診療費請求内訳書等に係る疑義等について、受託団体の職員が直接労災指定医療機関に照会を行うというものであり、本年4月以降においても、労災指定医療機関、当局及び受託団体の関係において何ら変更が生じるものでなく、また、各指定医療機関における事務処理等が変更となることはありません。

つきましては、引き続き、労災診療費審査点検事務の補助についてご理解及びご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。